

2019年6月5日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役
会 長

瓜 生 道 明

第95回定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようお願い申し上げます。本定時株主総会に上程する第3号議案「定款の一部変更について」につきましては、本定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の決議が必要となることから、両総会をあわせて開催させていただきます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法による議決権行使が可能でございますので、お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜電磁的方法による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権の行使についてのご案内」(38ページから39ページ)を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 2019年6月26日(水曜日) 午前10時 |
| 2 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾のご案内図をご参照ください。) |

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、**議決権を行使することができない株主以外の方(株主でない代理人の方など)はご入場いただけません**のでご注意ください。

3 目的事項

報 告 事 項

- 1 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

＜会社提案（第1号議案から第6号議案まで）＞

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分について |
| 第2号議案 | 吸収分割契約承認について |
| 第3号議案 | 定款の一部変更について |
| 第4号議案 | 第三者割当によるA種優先株式の処分について |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役1名選任について |

＜株主提案（第7号議案から第12号議案まで）＞

- | | |
|--------|-----------------|
| 第7号議案 | 取締役池辺和弘氏解任について |
| 第8号議案 | 定款の一部変更について (1) |
| 第9号議案 | 定款の一部変更について (2) |
| 第10号議案 | 定款の一部変更について (3) |
| 第11号議案 | 定款の一部変更について (4) |
| 第12号議案 | 定款の一部変更について (5) |

上記の第3号議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（3ページから35ページ）に記載しております。

以 上

次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案から第6号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株につき年間30円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき15円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき15円といたしたいと存じます。

また、当期のA種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、1株につき年間3,500,000円といたしたいと存じます。昨年11月に1株につき1,750,000円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、1株につき1,750,000円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式

1株につき金 15円	総額 7,109,259,795円
------------	-------------------

当社A種優先株式

1株につき金 1,750,000円	総額 1,750,000,000円
-------------------	-------------------

計	総額 8,859,259,795円
---	-------------------

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

第2号議案 吸収分割契約承認について

1 吸収分割を行う理由

わが国においては、「電力の安定供給の確保」、「電気料金の抑制」及び「需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大」を目的として電力システム改革が進められており、その一環として、2015年6月の電気事業法改正により、送配電部門の中立性を一層確保する観点から、2020年4月に一般送配電事業者が小売電気事業や発電事業を行うことが原則禁止される「兼業規制による法的分離」が義務付けられております。

当社は、この法的分離に適切に対応し、九電グループの価値向上と競争力ある事業運営体制を構築する観点から、当社が営む一般送配電事業等を当社の完全子会社である九州電力送配電株式会社に承継させる吸収分割を実施いたします。

これにより当社は、発電事業及び小売電気事業を一体で担う事業持株会社として、お客さまのより豊かで快適な生活に資するエネルギーサービスをお届けするとともに、競争力を高め、更なる収益拡大を図ってまいります。

また、九州電力送配電株式会社は、公平性・透明性・中立性を一層高めるとともに、電力の安定供給と、保全・運用業務の効率化・高度化などによる経済性との両立により、お客さまからの信頼向上を目指してまいります。

こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も、当社と九州電力送配電株式会社が引き続き、エネルギー事業者としての責務を全うするとともに、九電グループ全体の価値の持続的な向上を目指してまいります。

2 本吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書

九州電力株式会社（以下、「甲」という。）と九州電力送配電株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従って、吸収分割の方法により、甲が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに付帯関連する事業（以下、これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：九州電力株式会社

住所：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：九州電力送配電株式会社

住所：福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

第 3 条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年 4 月 1 日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第 4 条（承継する権利義務等）

- 1 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。但し、権利義務の承継につき法令に定める関係官庁の承認等を要するものについては、当該承認等の取得を条件とする。
- 2 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務は、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日以降、乙が本件分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。

第 5 条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として、新たに発行する乙の普通株式3,360万株を甲に対して交付する。

第 6 条（乙の資本金及び準備金の額）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

本件分割により増加する資本金の額は、金199億9,500万円とする。

(2) 資本準備金

本件分割により増加する資本準備金の額は、金49億9,500万円とする。

(3) 利益準備金

本件分割により利益準備金の額は増加しない。

第 7 条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に必要な事項について、株主総会の決議（会社法第319条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）による承認を得るものとする。

第8条（競業禁止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業に関し会社法第21条その他の競業禁止義務を負わない。

第9条（本契約の変更又は解除）

甲及び乙は、本契約締結日から、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態の重大な変動又は天災地変その他の事由により本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、合意により本契約を変更し、又は解除することができる。

第10条（本契約の失効）

本契約は、第7条に定める承認の決議が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実行のために必要となる法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年4月26日

甲 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘 ㊞

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 山 崎 尚 ㊞

承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務は次のとおりとする。なお、承継対象権利義務のうち資産及び債務は、甲の2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除して確定する。

1 承継する資産

(1) 固定資産

- ① 主として本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産
- ② 配電事業所、営業所及び営業店の建物及び土地（但し、支社として利用している建物及び土地を除く。）
- ③ 一般送配電事業のために設定されている地役権の要役地（但し、効力発生日において、法令等により乙への承継が困難である土地については、その持分の2分の1を承継する。）
- ④ 株式会社九電ハイテックの株式

(2) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他の固定負債（但し、社債及び借入金に関する固定負債を除く。）

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払税金、預り金、諸前受金その他の流動負債（但し、社債、借入金及び関係会社からの預り金に関する流動負債を除く。）

3 承継する雇用契約

効力発生日において甲に在籍している者のうち、次の各号記載の従業員（出向者を含む。）に係る雇用契約上の地位及びこれに付随する権利義務

- ① 本契約締結の時までに、送配電等職種（配電、電力輸送、内燃力の職種をいう。以下同じ。）に属する旨の決定を受けている従業員
- ② 前号に定める者を除き、効力発生日の前日に、甲の送配電カンパニーに所属する従業員（但し、送配電等職種以外の職種に属する旨の決定を受けている従業員を除く。）

4 承継する契約上の地位及び権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務委託、請負、リースその他の一切の契約（上記 1 及び 2 の定めにより乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約を含む。）における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、上記 1 及び 2 の定めにより乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務は除く。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの（但し、甲がその事業運営上引き続き保有する必要があるものは除く。）

5 その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

3 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項の概要

(1) 株式の数の相当性の概要

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式3,360万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるため、当社及び吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額の相当性の概要

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資 本 金	19,995百万円
資本準備金	4,995百万円
利益準備金	0円

4 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容の概要

貸 借 対 照 表

(2019年4月1日現在)

九州電力送配電株式会社

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10		
現 金 及 び 預 金	10	負 債 合 計	0
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	10
		資 本 金	5
		資 本 剰 余 金	5
		資 本 準 備 金	5
		純 資 産 合 計	10
資 産 合 計	10	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10

5 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の概要

該当事項はありません。

6 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の概要

該当事項はありません。

第3号議案 定款の一部変更について

本議案は、定時株主総会及び普通株主さまによる種類株主総会の議案です。

1 変更の理由

当社は、2014年8月、玄海及び川内の両原子力発電所の長期停止による危機的な財務状況を受け、株式会社日本政策投資銀行を割当先とする1,000億円の現行A種優先株式（以下本議案に係る定款変更前の内容のA種優先株式を「現行A種優先株式」といいます。）を発行いたしました。

その後、原子力の安全性向上に向けた自主的かつ継続的な取組みにより、2015年に川内原子力発電所1、2号機、2018年に玄海原子力発電所3、4号機の再稼働を果たし、原子力発電所4基体制を実現いたしました。また、事業全般にわたる徹底した経営効率化の取組みに、グループ一体となって最大限の努力を傾注した結果、収支・財務の改善に一定の目途が立ったところであり、2019年4月1日からは電気料金の値下げも実施したところであります。

今後も当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランドメッセージとする「九電グループの思い」のもと、原子力の安全性向上と経営効率化の継続的な取組みに加え、電力・ガスの全面自由化を勝ち抜くための施策、成長事業の積極展開、新たな収益源の獲得を目指したイノベーションにグループ一体となって取り組むことで、持続的な成長を目指すとともに、更なる企業価値向上に努めてまいります。

しかしながら、今後の電気事業を取り巻く経営環境につきましては、エリアや業界を越えた競争が激しさを増しており、また、新市場の創設など電力システムに関する様々な制度改革が検討されるなど、依然として厳しく不確実な状況が続くものと認識しております。また、持続的な成長に向けた新たな事業の積極展開にあたっては、投資資金を安定的に調達していくことも必要と考えております。こうした事業環境を考慮すると、財務基盤の改善は当社の最重要課題の一つとなっております。

そうした中、現行A種優先株式につきましては、発行から5年経過の2019年8月以降、株主さまに取得請求権が発生することを受け、今後の取扱いを検討してまいりましたが、優先株式による自己資本水準の維持は引き続き必要との判断のもと、現行A種優先株式の内容を一部見直すことにより、資本金の安定的な確保と配当負担の軽減を図ることいたしました。

2 変更の内容

変更の内容は次の「現行定款・変更案対比表」のとおりであります。

なお、本議案に係る定款の一部変更は、2019年6月28日に効力を生じるものといたします。

現 行 定 款 ・ 変 更 案 対 比 表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章の2 A 種 優 先 株 式 (優先配当金) 第12条の2 当会社は、剰余金の配当（A種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。 2 A種優先配当金の額は、1株につき<u>3,500,000円</u>とする。 3 ある事業年度に属する日を基準日として、A種	第2章の2 A 種 優 先 株 式 (優先配当金) 第12条の2 当会社は、剰余金の配当（A種優先中間配当金（本条第5項に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき本条第2項に定める額の剰余金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、A種優先配当金の全部または一部の配当（本条第3項に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。<u>また、A種優先配当金の配当の基準日からA種優先配当金の支払いが行われる日までの間に、当社が第12条の3に従い残余財産の分配を行ったまたは第12条の7もしくは第12条の8に従いA種優先株式を取得した場合には、当該A種優先株式につき当該基準日にかかる剰余金の配当を行うことを要しない。</u> 2 A種優先配当金の額は、1株につき<u>2,100,000円</u>とする。<u>(ただし、2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,599,452円とする。)</u> 3 ある事業年度に属する日を基準日として、A種

現 行 定 款	変 更 案
優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る本条第2項に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率3.5%（以下「A種優先配当率」という。）で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。 4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第2項に定めるA種優先配当金の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 5 当会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主または	優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当（以下に定める累積未払A種優先配当金の配当を除き、A種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係る本条第2項に定めるA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、<u>払込金額に対し年率2.1%</u>（以下「A種優先配当率」という。）で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払A種優先配当金」という。）については、A種優先配当金、A種優先中間配当金および普通株主もしくは普通登録株式質権者に対する配当金の支払いに先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払う。 4 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、同一事業年度内に、本条第2項に定めるA種優先配当金および<u>累積未払A種優先配当金</u>の額を超えて剰余金を配当しない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。 5 当会社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主または

現 行 定 款	変 更 案
A種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本条第2項に定めるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する。	A種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度における本条第2項に定めるA種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「A種優先中間配当金」という。）を配当する（ただし、2019年9月30日を基準日とする剰余金の配当額は546,575円とする。）。
（残余財産の分配） 第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。 （基準価額算式） 1株あたりの残余財産分配価額＝100,000,000円＋累積未払A種優先配当金＋前事業年度未払A種優先配当金＋当事業年度未払優先配当金額 上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第12条の2第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われ	（残余財産の分配） 第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。 （基準価額算式） 1株あたりの残余財産分配価額＝100,000,000円＋累積未払A種優先配当金＋前事業年度未払A種優先配当金＋当事業年度未払A種優先配当金額 上記算式における「累積未払A種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、第12条の2第3項に従い計算される額の合計額のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていない額とし、「前事業年度未払A種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下本条において「前事業年度」という。）に係るA種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われ

現 行 定 款	変 更 案
ていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「<u>当事業年度末払優先配当金額</u>」は、100,000,000円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、<u>残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額（ただし、残余財産分配日が平成27年3月31日に終了する事業年度に属する場合は3,500,000円）</u>から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払A種優先配当金および前事業年度末払A種優先配当金を除き、A種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。 なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。	ていないA種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るA種優先配当金の不足額（ただし、累積未払A種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「<u>当事業年度末払A種優先配当金額</u>」は、100,000,000円にA種優先配当率を乗じて算出した金額について、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間の実日数につき日割計算により算出される金額から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に当該事業年度に属する日を基準日として支払われた配当（累積未払A種優先配当金および前事業年度末払A種優先配当金を除き、A種優先中間配当金を含む。）がある場合における当該配当の累積額を控除した金額とする。 なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、基準価額を超えて残余財産の分配を行わない。
（議 決 権） 第12条の4 A種優先株主は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会（種類株主総会を含む。）</u>において議決権を有しない。	（議 決 権） 第12条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
〈新 設〉	<u>（種類株主総会における決議）</u> 第12条の5 <u>当会社が会社法第322条第1項各号に</u>

現 行 定 款	変 更 案
	掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>
(株式の併合または分割、募集株式の割当て等) 第12条の <u>5</u> 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。	(株式の併合または分割、募集株式の割当て等) 第12条の <u>6</u> 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。
(金銭を対価とする取得請求権) 第12条の <u>6</u> A種優先株主は、当会社に対し、平成26年8月2日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当会社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。 A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産	(金銭を対価とする取得請求権) 第12条の <u>7</u> A種優先株主は、当会社に対し、2019年6月29日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。)。当会社は、この請求がなされた場合には、A種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株式数に応じた比例按分の方法により決定する。 A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産

現 行 定 款	変 更 案
分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。	分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。
(金銭を対価とする取得条項) 第12条の7 当社は、平成26年8月2日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主またはA種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。 A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。	(金銭を対価とする取得条項) 第12条の8 当社は、2019年6月29日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部または一部を取得することができる（当該取得を行う日を、以下「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部を取得するときは、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決定する。 A種優先株式1株あたりの取得価額は、第12条の3に定める基準価額算式に従って計算される。なお、本条の取得価額を算出する場合は、第12条の3に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

第4号議案 第三者割当によるA種優先株式の処分について

会社法第199条第2項及び第3項の規定に基づき、下記1記載の内容でA種優先株式を処分すること（以下「本第三者割当」といい、割り当てられる株式を「新A種優先株式」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、当社による現行A種優先株式の全部の取得の効力が生じていること、本株主総会において第3号議案による定款変更に係る議案の承認が得られること、並びに2019年6月26日開催予定の普通株主さまによる種類株主総会及び現行A種優先株主さまによる種類株主総会において本株主総会における第3号議案に係る定款変更を内容とする議案の承認が得られることを条件といたします。

1 募集事項の内容

(1) 募集株式の種類及び数

A種優先株式 1,000株

（A種優先株式の内容については、第3号議案「定款の一部変更について」をご参照ください。）

(2) 払込金額

1株につき100,000,000円

(3) 払込期日

2019年6月28日

(4) 処分方法

第三者割当の方法により、A種優先株式1,000株を以下のとおり割り当てます。

株式会社みずほ銀行 400株

株式会社日本政策投資銀行 400株

株式会社三菱UFJ銀行 200株

2 本第三者割当の理由

(1) 第三者割当の主な目的

上記第3号議案「1 変更の理由」に記載のとおり、当社は、優先株式による自己資本水準の維持は引き続き必要との判断のもと、現行A種優先株式の内容を一部見直すことにより、資本性資金の安定的な確保と配当負担の軽減を図るため、上記「1 募集事項の内容」記載の要領により本第三者割当を行うことといたしました。

(2) 払込価額の算定根拠

当社は、新A種優先株式の優先配当金（1株につき年2,100,000円）（ただし、2020年3月31日を基準日とする剰余金の配当額は1,599,452円とします。）、新A種優先株式の株主が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を考慮し、当社の置かれた経営環境及び財務状況並びに新A種優先株式の流動性等を総合的

に勘案のうえ、新A種優先株式の割当条件（割当先との投資契約における条件を含みます。）は合理的であると判断しております。

また、当社は、当社及び割当先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に新A種優先株式の価格算定を依頼し、同社が一定の条件（新A種優先株式に係る優先配当金、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求条項、当社のクレジットスプレッド等）を考慮したうえで社債型優先株式の評価において一般的な価格算定モデルを用いて算定した新A種優先株式の公正価値に関する評価報告書を受領しております。

新A種優先株式の払込金額は、赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの上限に対して10%以下のディスカウント率であり、当社としては、会社法上、割当先に特に有利な金額に該当しないと考えております。

しかしながら、市場価格のない優先株式の価値評価については、様々な考え方があり得ること等から、念のため、会社法第199条第2項及び第3項の規定に基づき、本定時株主総会での特別決議によるご承認をお願いするものであります。

(3) 割当先を選定した理由

新A種優先株式の割当先は当社の主要取引金融機関であり、新A種優先株式の割当により、普通株式の希薄化を回避しつつ自己資本の増強を図るという当社の方針にご理解をいただいたことから、割当先として適切であると判断し、選定いたしました。

なお、当社は、割当先との間で、新A種優先株式の引受けに関する投資契約（以下「本契約」といいます。）を締結することとしており、その概要は以下のとおりです。

① 金銭対価の取得請求権に関する制限

新A種優先株式の内容として、割当先は、2019年6月29日以降、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えに新A種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価として新A種優先株式を取得するものとされております。新A種優先株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額及び取得日が属する事業年度における経過利息相当額（新A種優先株式の処分要項に従って計算されます。）を加えた金額となります。

ただし、新A種優先株式に係る金銭を対価とする取得請求権は、本契約において、（i）新A種優先株式の払込期日から5年が経過した場合、（ii）当社による本契約への違反があった場合、又は（iii）当社の各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における純資産の部の金額が、当該各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日現在の割当先の保有する新A種優先株式の払込金額の総額を下回った場合に限り、その行使が可能とされております。

② 譲渡制限

新A種優先株式の内容として譲渡制限は定められておりません。ただし、本契約上、割当先は、上記①記載の取得請求可能事由が発生するまでは、当社の事前の書面による承諾なくして新A種優先株式の全部又は一部を譲渡することができないものとされております。

③ 割当先に対する遵守事項

当社は、本契約において、上記①及び②に記載の事項について合意しているほか、割当先に対して主として次に掲げる義務を負っております。

- ア) 割当先に対して財務情報等を提供するほか、訴訟の開始その他当社の業務遂行、経営状況及び財務状況に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合等に割当先に対して報告すること。
- イ) 定款変更、減資、減準備金、合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又はその事業の全部若しくは重要な一部の第三者（当社の子会社及び関連会社を含みます。）への譲渡（いずれも当社の株主総会の決議を要する事項に限りませんが、当社による2019年4月26日付公表の「法的分離に伴う吸収分割契約締結に関するお知らせ」に記載の2020年4月1日付で実施が予定されている、吸収分割による、当社から分割承継会社である九州電力送配電株式会社に対する、当社が営む一般送配電事業等に係る権利義務の承継を除きます。）を行おうとするときは、事前に割当先の書面による承諾を得たうえで行うこと。（ただし、当社は、割当先がかかる承諾の可否の判断に際し、当社の意向を最大限尊重し、不合理に拒絶又は留保しないものとする旨の確認を各割当先から得ております。また、当社は、新A種優先株式割当が有価証券上場規程第444条に定める当社の株主の権利を毀損する行為には該当しない旨の確認を当社社外取締役から得ております。）

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）14名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	うり う みち あき 瓜 生 道 明 再任	代表取締役会長
2	いけ べ かず ひろ 池 辺 和 弘 再任	代表取締役 社長執行役員
3	さ さ き ゆう ぞう 佐々木 有 三 再任	代表取締役 副社長執行役員、テクニカルソリューション統括本部長
4	やくしん じ ひで おみ 葉真寺 偉 臣 再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長、 C S Rに関する事項、危機管理官
5	わた なべ よし ろう 渡 辺 義 朗 再任	代表取締役 副社長執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 営業本部長
6	おさ のぶ や 長 宣 也 新任	取締役監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長
7	ふじ い いち ろう 藤 井 一 郎 再任	取 締 役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、 社長室に関する事項
8	とよ しま なお ゆき 豊 嶋 直 幸 再任	取 締 役 常務執行役員、原子力発電本部長
9	とよ ま まこと 豊 馬 誠 再任	取 締 役 常務執行役員、コーポレート戦略部門長
10	わた なべ あき よし 渡 辺 顯 好 再任 社外 独立	取 締 役
11	きく かわ りつ こ 菊 川 律 子 再任 社外 独立	取 締 役

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	 う り う みち あき 瓜 生 道 明 (1949年 3 月18日生) 再 任	1975年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長 2011年 6 月 当社代表取締役副社長火力発電本部長 2012年 1 月 当社代表取締役副社長 2012年 4 月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員	26,700株
		〔候補者とした理由〕 2009年に取締役に就任以来10年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
2	 い け べ かず ひろ 池 辺 和 弘 (1958年 2 月17日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2014年 6 月 当社経営企画本部部長（経営戦略） 2016年 6 月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2017年 4 月 当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長 2018年 6 月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る	8,200株
		〔候補者とした理由〕 2017年に取締役に就任以来2年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	 さ さ き ゆう ぞう 佐々木 有 三 (1953年4月18日生) 再 任	1978年4月 当社入社 2014年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長 2016年6月 当社代表取締役副社長技術本部長 2017年4月 当社代表取締役副社長テクニカルソリューション統括本部長 2018年6月 当社代表取締役副社長執行役員テクニカルソリューション統括本部長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社富士ピー・エス社外取締役 株式会社九電工社外監査役	32,000株
		〔候補者とした理由〕 2014年に取締役に就任以来5年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2016年の代表取締役副社長への就任を経て、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、土木部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
4	 やくしん じ ひで おみ 薬真寺 偉 臣 (1953年4月8日生) 再 任	1976年4月 当社入社 2012年6月 当社取締役上席執行役員立地本部長兼地域共生本部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員立地本部長兼地域共生本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員地域共生本部長 2017年4月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長 2018年6月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、CSRに関する事項、危機管理官 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社RKB毎日ホールディングス社外取締役	13,001株
		〔候補者とした理由〕 2012年に取締役に就任以来7年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、総務部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
5	 わた なべ よし ろう 渡 辺 義 朗 (1954年1月25日生) 再 任	1977年4月 当社入社 2014年6月 当社上席執行役員経営管理本部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員お客さま本部長 2015年7月 当社取締役常務執行役員営業本部長 2017年4月 当社取締役常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長 2018年6月 当社代表取締役副社長執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、営業本部長 現在に至る	15,448株
		〔候補者とした理由〕 2015年に取締役に就任以来4年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、営業部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
6	 おさ のぶ や 長 宣 也 (1954年12月28日生) 新 任	1977年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社経理部長 2011年 6 月 九州林産株式会社代表取締役社長 2011年 6 月 当社理事九州林産株式会社出向 2015年 6 月 九州林産株式会社代表取締役社長退任 2015年 6 月 当社監査役 2018年 6 月 当社取締役監査等委員、監査等委員会委員長 現在に至る 〔候補者とした理由〕 経理部長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 なお、2015年の監査役への就任を経て、2018年に取締役監査等委員に就任し、4年間にわたり当社の経営を監査しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	12,501株
7	 ふじ い いち ろう 藤 井 一 郎 (1956年 7 月21日生) 再 任	1979年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社執行役員鹿児島支社長 2015年 6 月 当社執行役員人材活性化本部長 2016年 6 月 当社上席執行役員人材活性化本部長 2017年 4 月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、社長室に関する事項 現在に至る 〔候補者とした理由〕 2012年に執行役員に就任し、主に人事労務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2018年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	15,290株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
8	 とよ しま なお ゆき 豊 嶋 直 幸 (1956年10月27日生) 再 任	1982年 4 月 当社入社 2012年 7 月 当社発電本部部長（原子力管理）兼原子力コミュニケーション本部部長 2015年 6 月 当社執行役員宮崎支社長 2017年 4 月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部部長 現在に至る	12,449株
		〔候補者とした理由〕 2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2018年に取締役役に就任して以降、当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
9	 とよ ま まこと 豊 馬 誠 (1959年 1 月 1 日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2014年 7 月 当社電力輸送本部部長（計画） 2016年 6 月 当社執行役員福岡支社長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長 現在に至る	10,178株
		〔候補者とした理由〕 主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、また、2016年に執行役員に就任しております。 さらに、2018年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
10	 わた なべ あき よし 渡 辺 顕 好 (1942年 8 月10日生) 再 任 社外取締役 独 立 役 員 取締役会出席回数 18 / 19	1996年 6 月 トヨタ自動車株式会社取締役 1998年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社取締役（非常勤） 2001年 6 月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 2002年 6 月 同上退任 2002年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 2007年 5 月 社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）副会長（2015年 6 月まで） 2008年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 2009年 6 月 当社取締役 現在に至る 2011年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社相談役 2011年 6 月 株式会社九電工取締役（非常勤） 現在に至る 2015年 6 月 トヨタ自動車九州株式会社相談役退任 〈重要な兼職の状況〉 株式会社九電工社外取締役 〔候補者とした理由〕 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	16,500株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
11	 きく かわ りつ こ 菊 川 律 子 (1952年 2 月22日生) 再 任 社外取締役 独 立 役 員 取締役会出席回数 17 / 19	1974年 4 月 福岡県庁入庁 2005年 4 月 福岡県立社会教育総合センター所長 2007年 4 月 福岡県立図書館長 2008年 3 月 福岡県退職 2008年 4 月 独立行政法人国立青少年教育振興機構理事 2011年 3 月 同上退任 2012年 4 月 国立大学法人九州大学理事 2014年 9 月 同上退任 2014年10月 放送大学学園特任教授福岡学習センター所長 現在に至る 2015年 6 月 当社取締役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 放送大学学園特任教授福岡学習センター所長	3,200株
		〔候補者とした理由〕 主として教育分野など長年にわたる国及び地方行政での豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただけ、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

- (注) 1 当社は、渡辺顯好氏、菊川律子氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、両氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 2 渡辺顯好氏、菊川律子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3 渡辺顯好氏、菊川律子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html) に掲載しております。
- 4 渡辺顯好氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を務めております。
- 同社が受注した築上町し尿処理施設建設工事に関連して、2019年3月、公契約関係競争入札妨害で同社従業員1名が起訴され、また、同年4月、贈賄又は談合で上記従業員1名を含む同社従業員4名が起訴されました。渡辺顯好氏は、事前には当該事案を認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等においてコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っております。また、同氏は、当該事案を知った後においては、同社に設置された調査委員会の委員として、事実関係の把握、原因の究明を進めるとともに、コンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進及び再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
- 5 菊川律子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国立大学法人九州大学理事などの幅広い経験により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 6 渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年であります。
- 7 菊川律子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。

第6号議案 監査等委員である取締役1名選任について

監査等委員である取締役 長 宣也氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、あらためて監査等委員である取締役1名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
 うる ま みち ひろ 漆 間 道 宏 (1954年7月24日生) 新 任	1977年4月 当社入社 2009年6月 当社総務部長 2011年6月 当社理事社団法人九州経済連合会（現一般社団法人九州経済連合会）出向 2013年6月 株式会社博多ステーションビル代表取締役社長 現在に至る 2013年6月 当社理事株式会社博多ステーションビル出向 2018年6月 当社執行役員株式会社博多ステーションビル出向 現在に至る	9,900株
	〔候補者とした理由〕 経理部門や監査役室長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、適正な監査・監督を行う能力を有しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、監査等委員である取締役に適任であると判断しております。	

(注) 漆間道宏氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。

＜株主提案（第7号議案から第12号議案まで）＞

第7号議案から第12号議案までは、株主提案（52名）によるものであります。

第7号議案 取締役池辺和弘氏解任について

◆提案内容

取締役池辺和弘氏を、以下の理由により解任します。

◆提案理由

原子力規制委員会の更田委員長は「川内原発1号機を初めとして電力3社の9基の原発に課せられた特重施設の建設が5年の期限内に完成しない場合でも猶予期間の延長はあり得ない」と発言した。2011年3月11日に起きた福島原発事故では免震重要棟が半年前に完成していたため、事故を最小限に食い止めることができた。もし、免震重要棟がなかったら、運転員は原子炉に近づくことさえできずに全員避難して、原子炉の冷却も制御もできなくなっていた。それほど重要なバックアップ施設である「緊急時対策所」をコストが安いという理由で16年には「免震重要棟」から「耐震施設」に格下げを行い、その上「特定重大事故等対処施設」の5年の期限も守らない。正に当会社取締役会の安全軽視と利益優先の結果が、株主をはじめお客様に多大な不利益を強いることになる。その責任を取り、取締役池辺和弘氏を解任する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、新規制基準に基づき、重大事故等に対処するための緊急時対策所として、耐震性を有する代替緊急時対策所を設置し、現在、運用を行っております。また、更なる安全性向上の取組みとして、緊急時対策要員への支援機能を充実させた、耐震性を有する緊急時対策棟を設置することとしております。

特定重大事故等対処施設については、早期の完成を目指し、専任のチームによる迅速な審査対応及び24時間連続作業等による現地工事の工期短縮に最大限の努力を行っており、今後も、継続して取り組んでまいります。

池辺取締役は、原子力発電の安全性向上の取組みを含め、様々な経営課題に対し真摯に取り組むとともに、経営全般にわたりその手腕を発揮し、当社事業の発展のため尽力しております。また、法令及び定款に従い、取締役として忠実に職務を遂行しており、解任を求められる事由はありません。

第8号議案 定款の一部変更について (1)

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

(原発廃炉計画凍結、及び技術検討・調査委員会の設置)

第40条 当社は、原発廃炉計画を凍結し、新たに技術検討・調査委員会を設置する。なお、技術検討・調査委員会は取締役を長とし、各専門家・立地地域周辺住民・消費者・その他で構成する。

◆提案理由

当社は、玄海原発1、2号機の廃炉を決定した。1号機の廃止措置計画では、低レベル放射性廃棄物が約2910トンと推定されている。2号機も同量を推定。我が国で最初に廃止が決まった原発は、日本原子力発電株式会社の東海発電所である。廃炉作業は01年に始まり、原子炉の解体は当初、11年度からの予定だったが延期を繰り返し、24年度開始となっている。廃炉完了予定も30年度にずれ込む見込みである。原因は技術を含めた廃炉設計が未熟であることにある。また、廃炉作業で出る低レベル放射性廃棄物は計約2万7千トンを想定している。当社が想定する量がいかに低いかがわかる。地元玄海町では、「廃棄物を置く町には住めない」という声も上がる。また、各自治体首長からは、作業過程の細かな報告が要請されている。廃炉技術が確立していないことは明らかである。よって当社は、原発廃炉計画を凍結し、新たに技術検討・調査委員会を設置する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、玄海原子力発電所1号機について、原子炉等規制法に基づき廃止措置計画を定め、原子力規制委員会の認可を得て、廃止措置を進めております。

玄海原子力発電所2号機については、本年4月9日、電気事業法に基づき廃止に係る届出を行い、現在、廃止措置に向けた準備を行っております。

また、これまでに、国内外で約170の原子炉の廃止措置が進められ、そのうち17基（2018年12月現在）の措置が完了していることから、廃止措置技術は確立されていると考えております。

当社は、これからも、国内外の廃止措置に係る様々な知見を取り入れることにより安全性の向上等を図りながら、玄海原子力発電所1、2号機の廃止措置を着実に進めてまいります。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第9号議案 定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(使用済核燃料乾式貯蔵施設に関する宣言)

第41条 当社は、消費するあてのない余分なプルトニウムは保有しない。よって、具体的なプルトニウム利用計画が確定するまで乾式貯蔵施設の建設は行わないことを宣言する。

◆提案理由

使用済核燃料乾式貯蔵施設の計画に対し、「半永久的な貯蔵につながるのではないか」という佐賀県民の不安な声がある。それに対し当社は、搬出できるものは全て（六ヶ所再処理工場へ）持っていくこととしている。核燃料サイクルが基本で、ずっと貯蔵することは考えていないとも。しかし六ヶ所再処理工場が完成しても、持ち出すことはできない。何故なら、原子力委員会は2018年7月31日、「再処理等の計画の認可に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う」ことを決定した。当社は2017年12月末時点で仏国に73kg、英国に1,033kgのプルトニウムを保有するが、このプルトニウムの利用計画が六ヶ所再処理工場を動かす前提となる。ところが当社はその計画を持っていない。よって、乾式貯蔵施設の建設は行わない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としており、当社は、玄海原子力発電所3号機のプルサーマル運転を、今後とも着実に進めてまいります。

また、当社の使用済燃料については、六ヶ所再処理工場に搬出することを基本方針としており、搬出するまでの間安全に貯蔵するため、現行のプール方式に加え、乾式貯蔵施設を設置することとしております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第10号議案 定款の一部変更について (3)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(福島原発事故健康被害調査基金の設立と運営委員会の設置)

第42条 当社は、福島原発事故による健康被害の調査のための基金を設立し、基金運営委員会を設置する。

- (1) 他の原発を持つ電力会社や多方面にも呼びかけ、電力会社の原発事故についての課題や問題意識と知見を深めるためにこれを行う。
- (2) 運営委員会の構成は、立地住民、自治体関係者、各専門家、市民などとする。

◆提案理由

福島原発事故の収束は、8年を経過した今も展望が見えない。部分的な除染は進められているが、同一敷地内でも汚染のばらつきが大きく、強行される帰還事業は避難者の不安にできていない。山野の除染は手つかずで近づくことすらできない。そこに生業を持つ人たちは日々、文字通り息を詰めて立ち入っている現状と聞く。環境への影響は即健康被害につながっているが、国は事故直後から「放射能医学総合研究所」の「疫学調査不要」の進言により、指標となる甲状腺がん内部被ばく調査の本格的調査に取り組まなかったため、福島県が「県民健康調査」を始めた。2018年3月時点で子どもの甲状腺がんの発症や疑いは196人とされているが、このデータの不十分さへの批判も続いている。日本では「環境基本法」から原発関連は除外されていたが、ようやく条文に取り入れられた。当社は、電力会社のプライドをかけた社会貢献事業として取り組む。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

福島県においては、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、国が交付金を拠出した基金を活用し、疾病の予防、早期発見、早期治療や将来にわたる福島県の皆さまの健康の維持、増進を図ることを目的として、県民健康調査が実施されております。

定款は、株式に関する事項や株主総会及び取締役に関する事項など、当社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

第11号議案 定款の一部変更について (4)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(託送料金適正化委員会の設置)

第43条 当会社に託送料金監視委員会を設置し、託送料金の透明化を図る。なお、監視委員会は取締役を長とし、各専門家・新電力事業者・消費者・その他で構成する。

◆提案理由

当会社の託送料金は1 kWh当たり平均で、低圧向け8.30円、高圧向け3.84円、特別高圧向け2.09円となっている。資源エネルギー庁によると、送配電部門の人件費や送配電設備に係る修繕費、減価償却費などが根拠で、一般家庭向け電気料金の30～40%程度を目安に設定されている。ところが、この託送料金には「使用済燃料再処理等既発電費相当額」と「電源開発促進税」が含まれている。こうした隠れた「原発負担金」が、2020年からは更に上積みされる。原発事故賠償費用だ。さらに、玄海原発1、2号機のように、より早く廃炉を決めた原発が現れた場合も、解体引当金の未引当額や設備の残存簿価等を託送料金として回収するという。あるいは競争力のない原発のため税金で補助しようという動きもある。これも託送料金に上積みされるかも。よって当会社に託送料金監視委員会を設置し、託送料金の内訳を開示することで透明化を図る。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

託送料金については、法令に基づいて当社が算定し経済産業大臣の認可を受けることとなっており、認可プロセスにおいては、経済産業大臣が電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いたうえで認可を行うこととされております。

さらに、平成28年度からは、現行の託送料金の適正性を確保するため、電力・ガス取引監視等委員会により定期的に公開の場で託送収支の事後評価が実施されております。

以上のプロセスに加え、認可申請書及び収支実績について、その内訳を含め当社ホームページに公表することにより託送料金の透明性を確保しております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第12号議案 定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(核燃料サイクル事業に関する宣言)

第44条 我が国の技術では再処理工場は完成しない。よって当会社は、核燃料サイクル事業から撤退することを宣言する。

◆提案理由

原子力発電により発生した使用済核燃料は、①資源の有効利用、②高レベル放射性廃棄物の減容化、③有害度低減の観点から再処理し、ウラン・プルトニウムを回収する。その後に残る高レベル放射性廃液はガラス原料と高温で溶かし合わせて固化（ガラス固化体）し、冷却のために30～50年間、貯蔵・管理した上で、地下深部（300mより深い）の安定した岩盤に埋設する（地層処分）、というのが国の方針である。ところが、この事業はガラス固化体製造ラインで止まっている。溶融炉のガラス温度を1200度付近に制御する我が国の電熱器方式では、融点が1600度を超えるルテニウムなど白金族を溶かすことができない。結果、ガラスと混ざらないこれらの金属が出口を塞いできた。わが国の電熱器方式ではこの問題を解決できない。新型溶融炉も結果は目に見えており、六ヶ所再処理工場が設計通り動くことはない。よって当会社は核燃料サイクル事業から撤退する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は、2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針としております。

また、日本原燃(株)の六ヶ所再処理工場では、ガラス固化設備の試験を終了しており、現在、2021年度上期の操業開始に向け、新規制基準の審査対応に取り組まれているところです。

当社としても、エネルギー資源に乏しい我が国において、将来にわたり安定してエネルギーを確保していくため、核燃料サイクルを確立し、限りある資源を有効利用することが必要であると考えており、安全確保を大前提に、必要な協力を継続してまいりたいと考えております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

一ノモ一

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

一ノモ一

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

議決権の行使についてのご案内

1 当日ご出席いただけない場合のご案内

議決権行使書、電磁的方法による議決権行使のほか、議決権を有する他の株主さまおひとりに委任して議決権をご行使いただけます。

2 書面による議決権行使のご案内

議決権行使書による議決権行使は、株主総会の前日（2019年6月25日〔火曜日〕）午後5時までに到着したものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

3 電磁的方法による議決権行使のご案内

- (1) 電磁的方法による議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net> 以下「議決権行使サイト」といいます。) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

〔電磁的方法により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となりますので、ご注意ください。〕

- (2) 電磁的方法による議決権行使は、株主総会の前日（2019年6月25日〔火曜日〕）午後5時までに行使されたものを受け付けいたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- (3) 書面と電磁的方法により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 電磁的方法により、複数回数の議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。

【パスワードのお取扱い】

- ① パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管ください。
- ② パスワードのお電話等によるご照会には、お答えいたしかねます。
- ③ パスワードは一定回数以上間違えて入力すると、ご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

【電磁的方法による議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること
- ② 画面の解像度が、横800ドット×縦600ドット（S V G A）以上であること

電磁的方法による議決権行使に関してパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記までお問い合わせください。

◆三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120-652-031（フリーダイヤル）（午前9時～午後9時）

4 議決権電子行使プラットフォームのご案内

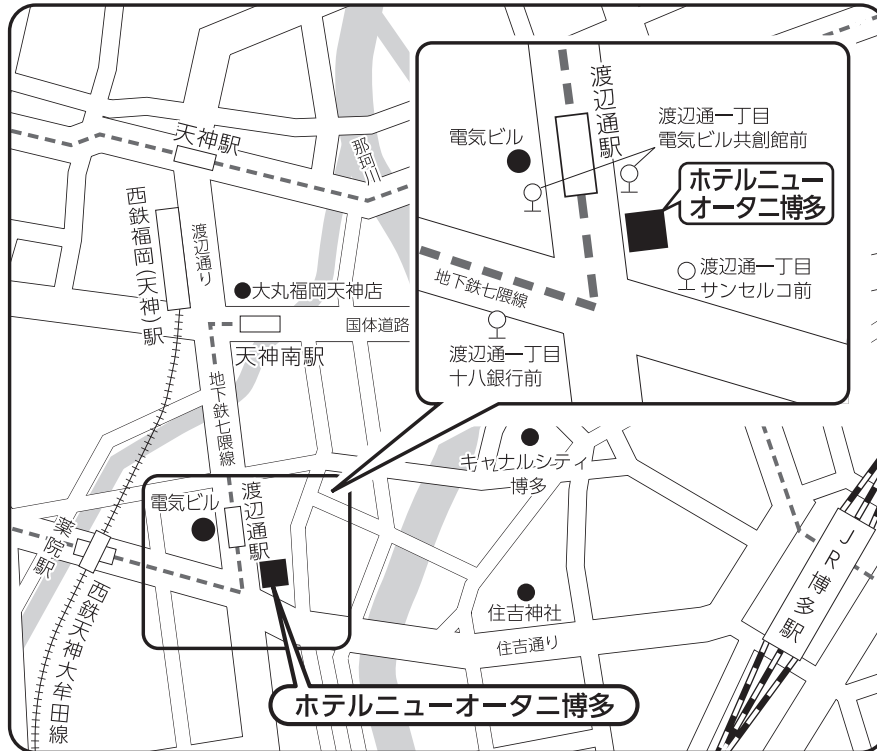
機関投資家の皆さまにつきましては、予めお申込みされた場合に限り、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号

ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」



- 交 通
- ・ J R 博多駅より バス (約10分)
 - ・ 天 神 よ り バス又は地下鉄 (約 3 ～10分)
 - ・ 西鉄薬院駅より 徒歩 (約 7 分)
- お 願 い
- ・ お車でのご来場はご遠慮ください。
 - ・ グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。
- お知らせ
- ・ 「株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) への掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。